

大牟田市モニター広告事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大牟田市広告掲載要綱（平成19年4月1日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、庁舎等への広告放映用モニター（以下「モニター」という）の設置及び広告等の放映に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) モニター 文字情報や映像、動画、音声などを放映するための液晶ディスプレイ、スピーカー及び放映に必要な付属設備等をいう。
- (2) コンテンツ モニターで放映する全ての情報をいう。
- (3) モニター設置者 市と契約を締結し、庁舎等にモニターを設置し、広告主の広告を掲出する事業を行なうものをいう。
- (4) 広告主 モニター設置者に依頼し、広告を掲出する者および広告を掲出しようとする者をいう。
- (5) 庁舎等 本庁舎、北別館、南別館をいう。

(コンテンツの種類・放映時間)

第3条 モニターで放映するコンテンツは、行政情報コンテンツ、広告コンテンツ及びキャッチコンテンツ（四季、健康、漢字クイズ等の情報）とする。

2 行政情報コンテンツの放映時間は、全体の25%以上とし、その他のコンテンツについては、市とモニター設置者の契約において取り決めるものとする。

(広告放映の基準)

第4条 モニターで放映する広告物は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 大牟田市広告掲載基準（平成19年4月1日施行。以下「基準」という。）
- (2) 大牟田市モニター広告放映基準（平成26年6月9日施行。以下「モニター放映基準」という。）

(モニター設置場所)

第5条 モニターを設置する場所は、庁舎の用途及び利用者の利便性を妨げない限度において、市長が定めるものとする。

(モニターの設置)

第6条 モニターの設置に関する一切の費用は、モニター設置者が負担するものとし、モニター設置者は、市長の指定する仕様に従ってモニターを設置し、保守管理し、及び撤去するものとする。

2 モニター設置者は、モニター設置及びその撤去を行おうとするときは、庁舎の用途及び本市業務に支障が生じないよう市長と協議の上、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。

3 モニターの設置又は撤去により、庁舎をき損したときは、モニター設置者が経費を負担して原状回復するものとする。

(広告の掲出期間)

第7条 広告を放映する期間は、1月を単位として、市長が決定した期間とする。

2 広告の放映の開始日及び終了日は、別途市長が指定する。

(広告主の募集)

第8条 広告主の募集は、モニター設置者が行うものとする。

(広告放映の申込み)

第9条 広告主は、広告掲出をモニター設置者に申し込むものとする。

2 モニター設置者は、掲出の申し込みを受けたときは、当該依頼する広告主の大牟田市モニター広告放映に係る承諾書(様式第2号)、役員等名簿及び照会承諾書(様式第3号)、誓約書(様式第4号)を掲載開始日から起算して2ヶ月前までに、市長に提出しなければならない。

3 モニター設置者は、広告を放映しようとするときは、大牟田市モニター広告放映承認依頼書(様式第1号)に広告の原稿を添えて、掲載開始日から起算して14日前までに、市長に提出しなければならない。

4 広告主が広告内容を変更しようとするときは、モニター設置者は、大牟田市モニター広告放映承認依頼書(様式第1号)に広告の原稿を添えて、掲載開始日から起算して14日前までに、市長に提出しなければならない。

5 広告主が広告を取り下げようとするときは、モニター設置者は、大牟田市モニター広告放映承認依頼書(様式第1号)を取下げ日から起算して14日までに、市長に提出しなければならない。

(広告放映の審査及び決定)

第10条 市長は、前条の申込みがあったときは、要綱第8条及び第9条に基づき審査を行うものとする。

2 市長は、審査後、放映の可否を決定しなければならない。

3 市長は、広告物の内容等が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、モニター設置者に対して広告物の内容等の変更を求めることができる。

4 市長は、審査の結果、広告放映の可否を決定したときは、その旨を大牟田市モニター広告放映承認可否決定通知書(様式第6号)によりモニター設置者に通知する。

(放映物の制作及び更新)

第11条 全ての放映物はモニター設置者が制作、更新するものとする。

2 前項の規定による放映物の制作、更新に要する費用は、モニター設置者が負担するものとする。

(モニター広告料)

第12条 モニター広告料は、市とモニター設置者の契約において取り決めるものとする。

2 モニター設置者は、モニター広告料を市長が指定する期日までに、市が発行する納付書により納付しなければならない。

(目的外使用)

第13条 モニター設置者は、モニターの設置場所として使用する部分について、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第238条の4第7項及び大牟田市公有財産事務規則(昭和39年4月1日規則第6号)第24条の規定による行政財産使用許可を受けなければならない。

2 行政財産使用許可を受けたモニター設置者は、大牟田市行政財産使用料条例(昭和39年4月1日条例第5号)第2条及び第3条の規定により、目的外使用料を市長が指定する期日までに、市が発行する納付書により納付しなければならない。

(広告放映の取消し及び停止)

第14条 市長は、広告主が法令等に違反するなど、基準を満たさない状態になったときは、広告物の放映を取消することができる。

2 市長は、業務上の支障その他特に必要と認めるときは、放映中の広告物を一時停止し、又は無音の状態にすることができる。

3 第1項及び第2項の規定により広告放映を取消し、又は一時停止若しくは無音の状態にした場合においては、市長はその旨をモニター設置者に、大牟田市モニター広告放映取消し・一時停止・無音放映通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（モニター設置の取消し）

第15条 市長は、次の各号に該当するときは、モニター設置を取り消すことができる。

（1）モニター広告料又は目的外使用料が指定した期日までに納付されないとき。

（2）モニター設置者が書面により辞退を申し出たとき。

（3）その他市長がモニター設置により、業務に特に支障があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定によりモニター設置を取り消した場合は、モニター設置者に、大牟田市モニター広告設置取消し通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 モニター設置者は、第1項の規定によりモニター設置の取消しがなされた場合であって、当該許可に係るモニター設置をすでに行っているときは、速やかに当該モニターを撤去しなければならない。

（責任）

第16条 放映する広告の内容等に係る一切の責任は、広告主及びモニター設置者が負うものとする。

2 第三者から広告に関する苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主及びモニター設置者の責任及び負担において解決するものとする。

（モニター広告料の返還）

第17条 市長は、モニター設置者の責めに帰さない理由により、モニター設置を取り消したときは、納付済みのモニター広告料を当該モニター設置に返還することとする。

2 前項の規定により返還するモニター広告料は、モニター設置を取消した日の属する月の翌月以降の月割によるものとする。

3 第1項の規定により返還するモニター広告料には、利子を付さない。

（委任）

第18条 この要領に定めのないもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成26年6月9日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年12月3日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年5月22日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年6月25日から施行する。